

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 3 条 総務部に、次に掲げる課及び室を置く。 総務課 企画課 広報課 事務改革推進室 リスク管理課 人事課 職員課</p>	<p>第 3 条 (同 左) 総務課 企画課 事務改革推進室 リスク管理課 人事課</p>
<p>第 4 条 渉外部に、次に掲げる課を置く。 渉外企画課 社会連携推進課</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、総務課に秘書室を、 人事課に労務管理室を置く。</p> <p>第 4 条 渉外部に、次に掲げる課及び室を置く。 渉外企画課 広報・社会連携推進室</p>
<p>(中 略)</p> <p>第 8 条 学務部に、次に掲げる課及びセンターを置く。 学生課 奨学厚生課 キャリアサポートセンター 教務企画課 共通教育推進課 入試企画課</p>	<p>第 8 条 学務部に、次に掲げる課を置く。 学生課 奨学厚生課 教務企画課 共通教育推進課 入試企画課</p>
<p>第 9 条 研究国際部に、次に掲げる課を置く。 研究推進課 産官学連携課 国際交流課留学生課 (その他の組織)</p>	<p>第 9 条 (その他の組織)</p>
<p>第 10 条 第 2 条から前条までに定めるもののほか、総長が特に命ずる事務その他の特命事項に係る事務を処理させるため、事務本部に、部、課その他これに相当する組織を置き、長を置くことがある。</p>	<p>第 10 条 (同 左)</p>
<p>2 前項の組織に関し必要な事項は、総長が別に定める。 (内部組織)</p>	<p>2 (内部組織)</p>
<p>第 11 条 第 2 条に定める部に、次長を置くことができる。</p>	<p>第 11 条</p>
<p>2 次長は、部長の職務を助け、部の事務を整理する。</p>	<p>2</p>
<p>3 次長は、当該部の課長又は前条に定める部、課その他これに相当する組織の長をもって充てる。</p>	<p>3</p>
<p>4 監査室及び第 2 条から前条までに定める課等に、専門員、専門職員を必要数置く。</p>	<p>4 監査室並びに第 3 条から前条までに定める課及び室(以下「課等」という。)に、課長補佐、室長補佐、専門員、掛及び掛長又は専門職員を必要数置く。</p>
<p>5 前項の室及び課等に主任を置くことができる。</p>	<p>5 前項の課等に主任を置くことができる。</p>
<p>6 前各項に定めるもののほか、次長に関し必要な事項は当該部長が、室及び課等の内部組織については当該室長又は課等の長が定める。</p>	<p>6 課等に置く、課長補佐、室長補佐、専門員及び専門職員の数、掛の数及び名称その他必要な事項は、総務・人事担当の理事が定める。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、次長に関し必要な事項は当該部長が、課等の内部組織については監査室長、当該課長又は室長が定める。</p>
<p>第 12 条～第 21 条 (略)</p>	<p>第 12 条～第 21 条 (同 左)</p>
<p>(内部組織)</p>	<p>第 22 条 第 12 条から前条までに定めるもののほか、特定の事項に係る事務を処理させるため理学研究科事務部及び物質—細胞統合システム拠点に、課又は課長を置く。 (内部組織)</p>
<p>第 22 条 部局事務部に、専門員、専門職員を必要</p>	<p>第 23 条 部局事務部に、課長補佐、室長補佐、セ</p>

改 正 前	改 正 後
<p>数置く。</p> <p>2 部局事務部に主任を置くことができる。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、部局事務部の内部組織については、当該部局事務部の長が定める。 第4章 その他 (職責) 第23条 第14条から第21条までに定める課等の長は、上司の命を受け、事務を処理する。</p> <p>(所掌事務等) 第24条 事務本部に置く監査室、課、室及びセンターにおける所掌事務及びその分掌は、総長が別に定める。 (部局事務部の所掌事務等) 第25条 (技術顧問) 第26条 2～3 (技術室) 第27条 2～3 第28条 第29条 (その他の事務の内部組織) 第30条 2</p>	<p>センター長補佐、事務長補佐、専門員、掛及び掛長又は専門職員を必要数置く。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 部局事務部に置く、課長補佐、室長補佐、センター長補佐、事務長補佐、専門員及び専門職員の数、掛の数及び名称その他必要な事項は、総務・人事担当の理事が定める。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、部局事務部の内部組織については、当該部局事務部の長が定める。 第4章 その他 (職責) 第24条 監査室長、第3条から第9条までに定める課及び室並びに第16条から第23条までに定める課、室及びセンターの長は、上司の命を受け、その所属職員を指揮し、室、課又はセンターの事務を掌理する。</p> <p>2 課長補佐、室長補佐、センター長補佐及び事務長補佐は、当該課長、室長、センター長又は事務長(以下「課長等」という。)の定めるところにより、職員を指揮し、当該課長等の職務の一部を掌理する。</p> <p>3 専門員は当該課長等の定めるところにより、特定の専門的事項を分掌する。</p> <p>4 掛は、当該課長等の定めるところにより、当該課、室、センター又は事務部の事務を分掌し、掛長は、当該掛の職員を指揮し、掛の事務を掌理する。</p> <p>5 専門職員は、当該課長等の定めるところにより、当該課、室、センター若しくは事務部の事務を分掌し、又は前項の掛において掛長を補佐し、当該掛長の定めるところにより、職員を指揮し、当該掛長の職務の一部を掌理する。</p> <p>6 主任は、第4項の掛において掛長の職務を支え、当該掛長の定めるところにより、職員を指揮し、当該掛長の職務の一部を掌理する。 (所掌事務等) 第25条 事務本部に置く監査室、課及び室における所掌事務及びその分掌は、総長が別に定める。 (部局事務部の所掌事務等) 第26条 (技術顧問) 第27条 2～3 (技術室) 第28条 2～3 第29条 第30条 (その他の事務の内部組織) 第31条 2</p> <p style="text-align: center;">附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。</p>